鹿児島県公報

平成24年6月19日 (火) 第2813号の2



示

発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金) 定価 送料共1箇月2,650円

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告

小

○鳥獣保護区の指針案の縦覧

告

○鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催公告

(自然保護課取扱い) 1

(自然保護課取扱い) 2

告示

鹿児島県告示第741号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定による鳥獣保護区の指定をしたいので、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案(7において「指針案」という。)を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 鳥獣保護区の名称 魚見岳・知林ヶ島鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

指宿市西方地内における指宿市道大園原下吹越線と県道下里湊宮ヶ浜線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道上に設置してある魚見岳・知林ヶ島鳥獣保護区1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と指宿市道魚見校グランド線の終点とを結ぶ直線を同終点方向へ進み同終点に至り、同終点から同市道を同市道と指宿市道古賀線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道大園原下吹越線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域及び知林ヶ島の区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
 - 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで(10年間)
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、指宿市東部の海岸部に位置し、急崖からなる台地形状を呈する魚見岳と、沖合に浮かぶ無人島で大潮の干潮時には対岸と陸続きとなる知林ヶ島が存在し、当該地域内の森林等にはミサゴを始めとする多様な鳥類が生息している。また、当該地域一帯は霧島錦江湾国立公園に指定されており、市街地にも近く、遊歩道、展望所等が整備されていることから、地元住民を始め多くの人が訪れ、自然との触れ合いや環境教育の場所として利用されている。このため、当該地域を鳥獣保護区に指定し、身近に鳥獣と接することのできる場として鳥獣を誘致し、その保護に努めるものである。

- 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所
 - (1) 鹿児島県環境林務部自然保護課(鹿児島市鴨池新町10番1号)

鹿 児 島 県 公 報 平成24年6月19日(火)第2813号の2

- (2) 南薩地域振興局農林水産部林務水産課(南さつま市加世田東本町8番13号)
- 6 縦覧期間

平成24年6月19日から同年7月2日まで(2週間)

- 7 意見書の提出等
 - (1) 意見書の提出

指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、6に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課又は南薩地域振興局農林水産部林務水産課

鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第6項の規定により、鳥獣保護区の指定についての公聴会を次のとおり開催する。

平成24年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 日時

平成24年7月13日(金)午後1時30分から

2 場所

指宿市役所 3 階大会議室A(指宿市十町2424番地)

3 案件

魚見岳・知林ヶ島鳥獣保護区(区域 指宿市の一部,期間 10年間)の指定について